# ○入札参加にあたっての留意事項

入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、八峰町財務規則、建設工事等入札心得、入札執行通知書、仕様書、図面のほか、次の事項に留意してください。

１　技術者の適正配置について

　　　建設業法に規定している次の事項を遵守してください。

（１）請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の建設工事を施工するにあたっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければならない。

（２）下請契約の請負代金の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて専任の監理技術者（監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者に限る。）を配置しなければならない。

　　　なお、工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。直接的な雇用関係は、管理技術者証、健康保険証又は住民税特別徴収税額通知書等により確認します。恒常的な雇用関係は、監理技術者資格者証の交付年月日もしくは変更履歴又は健康保険証の交付年月日等により確認し、契約日以前3ヶ月以上の雇用が必要となります。

２　配置する技術者の資格について

　　　一般土木工事及び舗装工事の施工にあたり配置しなければならない主任技術者又は監理技術者には、次の資格が必要です。

（１）　3,500万円以上8,000万円未満の工事の場合は、原則として１級建設機械施工技士、２級建設機械施工技士、１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る。）又は技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目「農業土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの「農業土木」「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者）とする。

（２）　8,000万円以上の工事の場合は、原則として１級機械施工技士、１級土木施工管理技士又は技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目「農業土木」とするものに限る。）、森林土木（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産土木（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者）であって、監理技術者資格証の交付を受け、かつ、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |

３　見積内訳明細書の提出について

　　　入札公告、入札説明書又は指名通知において、見積内訳明細書の提出が必要とされた工事にあっては、これを1回目の入札時に提出してください。

　　　また、見積内訳明細書の取扱については、「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」（平成27年4月1日施行）によるものとします。

　　　なお、電子入札システムにより提出する場合は、見積内訳明細書のファイル名には提出者の商号又は名称及び工事名を記載するよう努めてください。

４　建設産業における生産システム合理化指導要綱の遵守等について

　　　建設産業における生産システム合理化指導要綱（平成4年2月20日付け監-1640）を遵守するものとし、特に次の事項に留意してください。

（１）　下請業者の選定にあたっては、建設業法等関係法令の規程を満たすものであることはもとより、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況等を的確に評価し、優良な者を選定すること。

（２）　下請契約の締結及び下請代金の支払いにあたっては、同要綱を遵守し、適正に行うこと。

（３）　施工体制台帳等を整理する等により、工事の施工体制を的確に把握すること。

（４）　建設労働者の雇用・労働条件の適正化を図るため、就業規則、建設労働者名簿及び賃金台帳を整備するとともに、適正な賃金の支払いに努めること。また、平成9年4月から1週間の法定労働時間が原則として４０時間となったので、これを遵守し、労働時間の短縮や休日の確保には十分留意すること。

　　　　なお、町では、土曜日、日曜日及び祝日等（夏期、年末年始休暇を含む。）の休日日数と降雨等による作業不能日数を併せて、平均13.5日/月を超える場合は、工期延長を求めることができることとしています。

５　建設工事下請負等取扱要綱の遵守について

　　　建設工事下請負等取扱要綱（平成28年3月31日告示第34号）を遵守するものとし、特に次の事項に留意してください。

（１）　工事の一部を第三者に請け負わせたときは、直ちに下請負届を提出すること。

（２）　下請契約等自己点検票を作成し、下請負届に添付して提出すること。

（３）　下請負及び資材調達等に関しては、できる限り県内業者を選択するよう努めること。

６　工事施工における安全対策の徹底について

　　　町では、作業員全員参加により月当たり半日以上の時間を割り当てて安全研修・訓練に係る経費を予定価格に計上しています。この研修等を適正に実施するとともに、安全管理の徹底に努め、労働災害の防止について万全の措置を期してください。

７　ダンプトラック等による過積載の防止について

　　　工事の施工にあたり、次の事項を遵守してください。

（１） 　工事用資材及び建設副産物等の運搬にあたっては、過積載のないようにすること。

（２）　過積載を行っていると認められる資材納入業者から資材を購入しないこと。

（３）　施工計画書の提出にあったては、過積載防止対策について記載すること。

（４）　下請契約の相手方又は資材納入業者等を選定するにあたっては、これまでの交通違反等を十分考慮すること。

８　法第12条団体等加入者の使用促進について

　　　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進してください。

９　建設業退職金共済制度への加入等について

　　　町では、建設労働者の労働福祉の向上を図るため、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の掛金を予定価格に計上し、その普及に努めています。ついては、制度の趣旨を理解のうえ、次の事項を遵守してください。

（１）　建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。

（２）　下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明するとともに、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入して現物により交付すること。又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に参入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。

（３）　建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事請負契約締結後1ヶ月以内に町に提出すること。

　　　　なお、工事請負契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しない等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合は、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。

（４）　（３）の申し出を行った場合又は工事請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙の追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出すること。

　　　　なお、（３）の申し出を行った場合又は工事請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

（５）　別に定める建退共証紙貼付実績書を作成し、工事完成届に添付して町に提出すること。

（６）　町から共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。

（７）　下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の当該事務の受託に努めること。

10　労働保険制度及び建設労働災補償共済制度への加入について

　　　建設労働者の労働福祉の向上を図るため、労働者災害補償保険法による労働保険制度（以下「労災保険」という。）への加入はもとより、この法定労災補償制度を補完する法定外労災補償制度へ加入する必要があります。

（１）　工事請負契約を締結した場合は、工事着手届に労働基準監督署長が発行した労働保険加入済証を添付すること。

（２）　工事請負契約を締結した場合は、財団法人建設業福祉共済団の建設労災補償共済加入証明書その他の共済、保険制度の加入を証する書面の写しを契約締結後1週間以内に町に提出すること。

（３）　一人親方や中小事業主等は、その業務の実態等により雇用労働者に準じて保護することが適当であるとして、労災保険の特別加入が認められていることから、不慮の作業事故に備えるため、工事に参加する一人親方等に対し、労災保険の加入を促すこと。

一部改正　平成25年11月15日

一部改正　平成27年3月30日　（見積書の提出方法　取扱要領による）

一部改正　平成27年5月31日　（技術者の配置金額ほか　施行令の変更等による）